

明治期の特許発明明細書(公報)のナゾ

特許審査第四部長 櫻井 孝

抄録

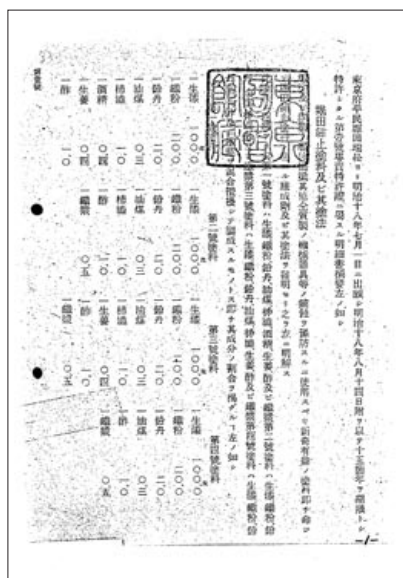
明治期の特許発明明細書を順に眺めていきますと、折々で体裁が変化していきます。その多くは法律の改正などに伴って変更が加えられたものですが、ひとつ不思議なことがあります。初期の頃の特許発明明細書を見ますと、明らかに異なる二つの体裁のものが混在しているのです。これは何故なのでしょう。

ここでは、明治期の特許発明明細書や公報発行に関係する法制について順を追って説明するとともに、この初期の頃の特許発明明細書に係わるナゾについて、各種の資料をもとに考察を加えます。

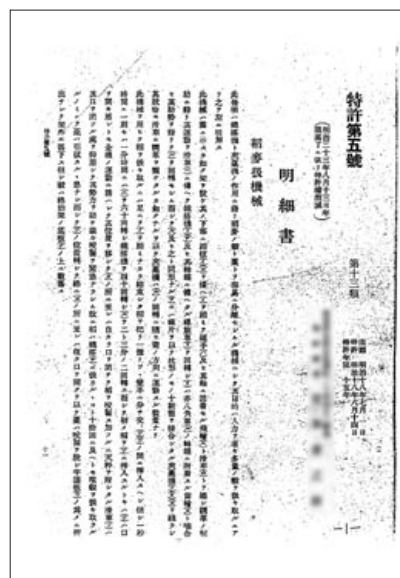
1. 課題の提起

最近、趣味の調べ物で特許電子図書館(以下、IPDLと記す)を使っていて不思議に思ったことがある。何故に明治期の特許発明明細書には複数の体裁があるんだろう、ということである。派生系のようなものも数えると何種類にもなるのだが、特に初期の特許発明明細書で目に付くのは次の2種類である。

Aタイプは、冒頭に出願人名、出願日、特許日、権利期間、特許番号が文章で記載され、その後、発明の名称、さらに明細書本文が続く、というスタイル。なんか、味も素っ気もない感じである。これに対してBタイプは、もう少し洗練されたもので、冒頭に太字で特許番号が記載され、特許分類、出願日、特許日、特許年限(権利期間)、括弧書きで特許権消滅の日付、特許権者の住所・氏名が記載され、「明細書」の表示の次に発明の名称、さらに明細書本



【図1】Aタイプ(特許第1号)



【図2】Bタイプ(特許第5号)

文が続く、というスタイル。体裁がまったく違うことは一目瞭然である。

しかも、このAタイプとBタイプは、ばらばらに入り交じっているからややこしい。例えば特許第1号から特許第10号まで見ても、以下のようになっている。

	Aタイプ	Bタイプ
特許第1号	○	
特許第2号	○	
特許第3号	○	
特許第4号	○	
特許第5号		○
特許第6号		○
特許第7号		○
特許第8号		○
特許第9号	○	
特許第10号		○

特許第10号以降も、何の規則性もなく両タイプが現れる。試しに特許第100号までを調べてみると、Aタイプは37件、Bタイプは63件という出現状況である。

資料性という観点からは、Bタイプの方が見やすく、また情報量も多くてありがたいのであるが、そもそもなんでこのように2つのタイプが混在しているのであろうか。IPDLのヘルプデスクに問い合わせれば何かわかるかと期待したのだが、残念ながらわからないとのこと、過去にそのような質問を受けたこともない、とのことであった。

たしかに、そんなことを疑問に思う必要はないのかも知れない。要は中に書かれた技術情報が問題なのである。かつては権利関係情報も有用だったであろうが、いずれにしてももう100年以上も昔の話だ。どうでもいいって言われれば、どうでもいい話である。でも、筆者はこれがどうにも気になる。というわけで少し調べてみたのだが、そんなどうでもいいことで特技懇誌の大事な誌面を使いおって、とのお叱りは覚悟の上で、ここに調査結果を報告させていただく。

2. 事実関係の整理

まずは、特許発明明細書あるいは特許公報に関する明治

時代の法制などについて、今に伝わる資料から整理してみたい¹⁾。

わが国の特許制度は明治18年7月に施行された専売特許条例によってスタートしたことはよく知られているが、この専売特許条例の中には、印刷発行物としての特許発明明細書や特許公報のようなことに関しては何も規定がない。それらに関係あると思われる条文は次の通りである。

■ 専売特許条例 (明治18年7月1日施行)

第11条 専売人の名簿及び**発明の明細書**図面等は農商務省に於いて衆庶の観覧に供すべし

第16条 専売特許証を下付したるとき及び専売特許無効に帰したるとき又は専売の権を失いたる者あるときは農商務省より之を広告すべし

つまり、わが国で特許制度がスタートしたときの制度設計としては、特許発明の明細書はその実物を公衆の閲覧に供することとし、権利関係情報は官報などで知らしめることとしていた。発明の明細書の実物を閲覧に供することとしていたことについては、例えば明治18年12月の農商務省告示第25号によっても傍推することができる²⁾。

しかし、その後特許となる発明が増加するにつれ、発明の明細書の原本を閲覧に供することについては不便になったに違いない。そこで、特許発明明細書を印刷発行することが計画されるようになる。最初に計画されたのは、明治20年5月頃のことだ。

今、特許庁図書館には、特許第1号から第250号までの特許発明明細書の印刷物が、貴重図書指定を受けて残されている。この残された資料を見ると、それらは50件ずつに分けて印刷発行されたものであることがわかる。

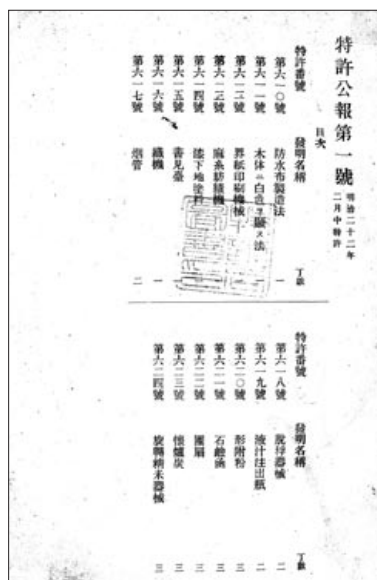
最初のものは「特許発明明細書 自第壹号 至第五〇号」のタイトルで、表紙には「明治20年5月17日出版届、明治21年3月16日印刷」と記載されている(図3参照)。次の特許第51号から第100号までの特許発明明細書をとじ込んだものの表紙には、「明治20年5月17日出版届、明治21年12月12日印刷」と書かれており、以下、順次印刷日がずれていって、最後の特許第201号から第250号までの特許発明明細書の表紙には、「明治20年5月17日出版届、

1) この稿に引用した法律、省令、告示等は、昭和5年2月特許局発行「工業所有権法規沿革」によった。

2) 発明品の明細書その他来観時限 明治18年12月22日 農商務省告示第25号
当省専売特許所商標登録所内に於いて衆庶に観覧差し許し候**専売特許発明品の明細書**図面標本雛形及び登録商標見本来観時限左の如く相定む
大祭日及び休日を除き日々執務時限中は両所掲示の来観人心得に違ひ観覧するを許す



【図3】



【図4】

明治22年3月30日印刷」と書かれている。特許第251号以降も同様の印刷物が発行されたのではないと思われるのだが、残念ながら残っているのはここまでである³⁾。

これらを見ると、いずれも明治20年5月17日出版届と記載されており、すでにその時点では特許発明明細書を印刷して発行することが計画されていたことがわかる。実際には編集作業などに時間を要したためであろう、50件ずつ順次印刷されていて、特許第201号から第250号までのものは出版届から2年近く経ってからようやく印刷されている。

ちなみに、明治38年度の特許局年報(第一次特許局年報)には、「特許局に於いて公報を発行するは明治20年9月17日の訓令に依り商標公報を発行したるを以て嚆矢と為す」と記載されている⁴⁾。やはり明治20年には公報類の発行が計画されていたことが伺える。

また、この特許発明明細書の発行、及び特許公報の発行に関して、次のような農商務省令が発せられている。

■ 特許局分掌規程(明治21年1月6日 農商務省令第1号)

第2条 庶務部第二課に於いては左の事務を掌る

二 特許発明明細書及び特許、登録に関する公報編纂印刷に関する事項

前述したように、特許発明明細書の印刷発行が企画されたのは明治20年5月頃ではあったものの、最初の印刷物ができあがったのは明治21年3月になったから、これはこの特許局分掌規程が定められた明治21年1月よりも後のことになった。なお、この分掌規程には特許発明明細書以外に特許公報の編纂印刷についても規定がなされているものの、実際に特許公報が発行されるのはもう少しあとのことになる。

特許発明明細書や特許公報の印刷発行が法律として定められたのは、この特許局分掌規程制定からおおよそ1年後に施行された明治22年の特許条例からである。

■ 特許条例(明治22年2月1日施行)

第32条 特許局は時々特許発明明細書及び特許公報を印刷し衆庶の縦覧に供すべし。其の請求者あるときは相当代価を以て之を払い下ぐることを得

特許発明明細書については前述したように既にこの法の施行前に印刷されていたのであるが、特許公報については、この法の施行を待って印刷発行されている。

現在、特許庁図書館には、特許公報第1号から第583号までの目次ページのみが合本として残されている(貴重図

3) 特許第250号は明治19年8月24日に特許されている。他方、特許発明明細書の出版届がなされた明治20年5月17日までは、特許第348号までが特許されており、従って、250号で打ち切ったとする根拠はない。実際、IPDLに入っている特許第368号の特許発明明細書の1ページ目の欄外には「明治20年5月17日出版届」との記述が見える。

4) 明治39年11月2日発行「第一次特許局年報」P.75

なお、「明治20年9月17日の訓令」とは、同日付の農商務省訓令第14号「商標公報印行配布の件」である。

書指定)。その特許公報第1号(図4はその目次ページ)は、明治22年2月中に特許された特許第610号から第624号までの15件を掲載している。まさに特許条例が施行されたその月に特許された分から特許公報が発行されたことになる。

この特許公報の中に何が記載されていたのかについては、残念ながら目次ページのみしか残されていないため直接確認することはできないのだが、特許条例施行細則には次のような規定がある。

■ 特許条例施行細則(明治22年2月1日施行 農商務省令第1号)

第54条 特許を与えたる時、特許証の改訂又は明細書の削除を許可したるとき、特許を取り消し又は無効としたとき及びその他特許に関し必要の場合に於いては特許局長は**官報**並びに**特許公報**を以て之を広告すべし

これを見ると、先に示した専売特許条例第16条の趣旨をそのまま引き継ぎ、権利関係情報を特許公報に掲載することとしていたようだ。実際に特許公報第1号の目次ページの記載内容から推測すると、当該公報はB5版、全部で3ページのものであるらしく、その中に15件の情報を載せたのであるから、かなり限られた情報のみ掲載していたのであって、発明明細書の全文などは掲載していなかったものと推測できる。

さて、その後は特許発明明細書と特許公報とが別物として2本立てで発行され続けたのかと思うと、実はそうでもなかった。明治32年7月1日に施行された特許法では、次のように規定している。

■ 特許法(明治32年7月1日施行)

第42条 特許局は**特許公報**を発行して**特許発明の明細書**、図面、特許証の改訂、特許の異動その他特許に関する必要の事項を公示すべし(以下略)

この規定を読むと、特許発明の明細書は特許公報の中で公示されるものとされていて、特許発明明細書と特許公報とが並列的に記載されていた先の特許条例の規定ぶりとは明らかに異なっている。

もっとも、明治36年の特許局分課規程には、以下のよう規定ぶりが見える。

■ 特許局分課規程(明治36年12月9日彙報)

第1条 特許局に審判課、発明審査課、意匠審査課、商

標審査課、再審査課、登録課、庶務課、図書館及び外事掛を置く

第8条 庶務課に於いては左の事務を掌る

八 **明細書及び公報**編纂に関する事項

ここでは明細書編纂と公報編纂を並列的に書いており、特許公報の中で特許発明の明細書を公示するという法律条文とは直には対応していない。この規定は、明治38年の特許局分課規程中改正においても、手を付けられずにそのまま踏襲されている。ようやく特許局分課規程から明細書編纂の字句が消え、公報編纂のみになるのは、明治41年のことだ。

■ 特許局分課規程(明治41年4月1日彙報)

第1条 特許局に審判課、発明審査課、意匠審査課、商標審査課、再審査課、出願課、登録課、庶務課、図書館及び特許品陳列所を置き其の事務を分掌せしむ

第9条 庶務課に於いては左の事務を掌る

八 **公報**その他印刷物の編纂発行に関する事項

これでようやく整理がついたかと思うと、翌年の明治42年の特許法では、次に示すようにまたまた特許発明明細書と特許公報とを別物として並べて規定した。併せて特許局分課規程も改正されている。

■ 特許法(明治42年11月1日施行)

第55条 特許局は**特許発明の明細書**及び**特許公報**を発行し特許発明及び之に関する必要なる事項を記載すべし(以下略)

■ 特許局分課規程(明治42年11月1日施行)

第1条 特許局に審判課、発明課、意匠課、商標課、図書館及び庶務課置く

第6条 図書館に於いては図書館、特許品陳列所及び**公報**、**明細書**その他印刷物の編纂、発行、配布に関する事務を掌る

この法律改正を受け、明治42年度特許局年報の「公報、明細書及び其の他の刊行物」の項には、「本年度に於いては特許法改正の結果、新たに特許発明明細書を発行することとせられたり」「従来の特許公報は之を英国のアプリージメントの体裁に変更し、主として発明の性質、目的の要領及び特許請求の範囲の抜粋並びに必要な図面及び其の略解を掲載し、特許発明明細書には各発明の明細書及び図

面の全部を掲ぐることなしたり」と記述がある⁵⁾。つまり、明治42年法によって「新たに」特許発明明細書を発行することになったという解釈である。

このように、明治期においては特許発明明細書の法的な位置づけが時々で変化してきている。このことは、当然のことながら、特許発明明細書の体裁にも影響を与えているのだ。

法律	発行規定
専売特許条例(明18年7月)	規定なし(ただし実際には特許発明明細書を印刷)
特許条例(明22年2月)	特許発明明細書及び特許公報
特許法(明32年7月)	特許公報
特許法(明42年11月)	特許発明明細書及び特許公報

3. 特許発明明細書の変遷

では、次に明治期の特許発明明細書の体裁がどのように移り変わっていったか、実例を挙げて見ていきたい。

前章で明治21年3月に印刷された最初の特許発明明細書が今に残されていることを紹介したが、そこに収められている特許第1号の特許発明明細書は、IPDLに蓄積された図1のものそのものである(ただし、大きさはB5版であるが)。つまり、図1に掲げたAタイプの特許発明明細書こそが、当初印刷されていたオリジナルの特許発明明細書なのだ。特許第2号以下も全く同様のものが収められており、もちろん図2に示した特許第5号についても、ちゃんとAタイプのものが収められている。要するに、問題は、Bタイプの特許発明明細書がいつどのようにして作られ、何故に混在したのか、という問題に帰結することになる。

話が本題から少しずれるが、この図1に掲げた特許第1号の特許発明明細書には、何やら角印がドカンと押されているのがおわかりになるだろう。これは何か。この角印、IPDLに蓄積された特許発明明細書としては特許第1号のものにのみ押印されているが、先に述べた特許庁図書館に収蔵されている特許第250号までの特許発明明細書の印刷物を見てみると、それぞれ50件ずつに分けて印刷された各冊子の最初の特許発明明細書、すなわち特許第1号、特許第51号、特許第101号、特許第151号、特許第201号の各特許発明明細書の第1ページに、全く同じ角印が押されている。この角印、「東京図書館蔵」と読める。東京図書

館とは、現在の国立国会図書館の前身である帝国図書館のそのまたさらに前身である。東京図書館と称していた期間は、明治13年7月から明治30年3月までのことらしい。どうやら、一旦東京図書館に納本された特許発明明細書の冊子が、特許庁図書館に戻って来て収蔵されているということであろう。IPDLの元となった特許発明明細書の電子データを作成する際、特許第1号の特許発明明細書の紙原本はこの角印を押したもののしか存在しなかったのではあるまいか。そのために、特許第1号の特許発明明細書だけ角印を押されたものが収められているのではないかと推測される。

さて、筆者がIPDLで探してみた特許発明明細書の体裁の変遷を次ページ以降に掲載する。スタートは図1に掲げたものである。その後、図5以下のように順次変化していく。これを見ていくと、最初の課題の答えがだんだん浮かんでくるのだ。

この特許発明明細書の変遷を眺めると、体裁が大きく変わるの、やはり法改正の前後のようである。

まず図9。これは明治32年特許法の施行と同時に変わったものであるが、それまで出願日や特許日、出願人の住所・氏名を記載してきたヘッダー部分がなくなってしまった結果、この特許発明明細書を見ただけでは、当該特許の出願日、特許日などがわからなくなってしまった⁶⁾。では、各特許の出願日や特許日、出願人の住所・氏名などの情報はどうなってしまったのか？ 実は、それらは特許公報の別のところに一覧リストとしてまとめて掲載されており、それをいちいち参照する必要があるのだ。先に述べた通り、明治32年法では、それまで独立して扱ってきた特許発明明細書を、特許公報で公示すべき事項の一項目的な位置づけに変更してしまったため、このような扱いになってしまったものと推察する。

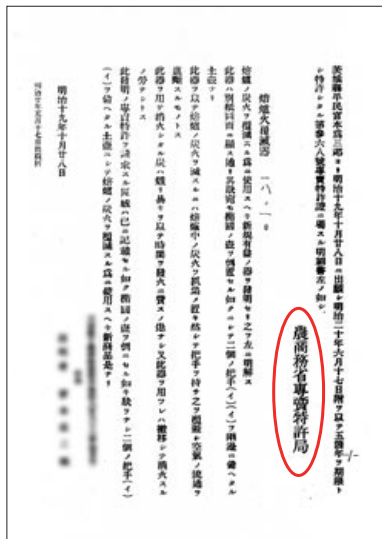
しかし、これは利用者に不便であったに違いない。図10に示したように、一年半ほど経たところで、各特許発明明細書の冒頭に出願日と特許日の記載が復活している。

明治42年法の施行の際にも体裁が変化し、図14に示すように、必要な情報を1ページ目冒頭にまとめて、非常に見やすいものとなった。

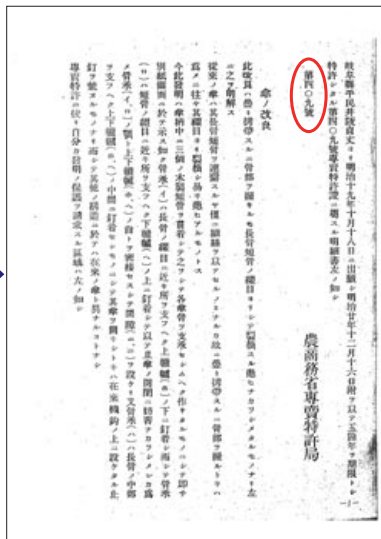
さて、ここまで見て図14を見た時、ピンと来るものがないだろうか。本論の最初に掲げた課題に立ち返って、もう一度図2を見ていただくと、これが図14とほとんど同じであることに気がつかれるであろう。なんと、図2は、

5) 明治44年12月29日発行「第五次特許局年報」P.55

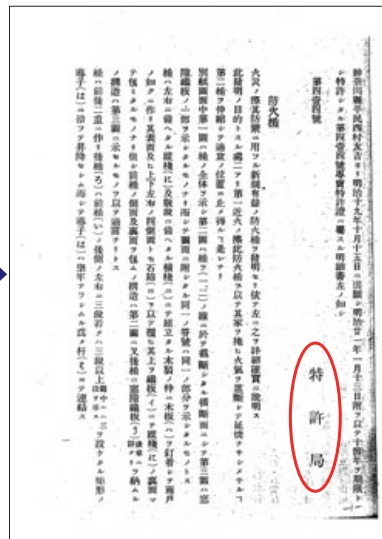
6) 発明者の氏名だけは明細書本文の最後に記載されている。



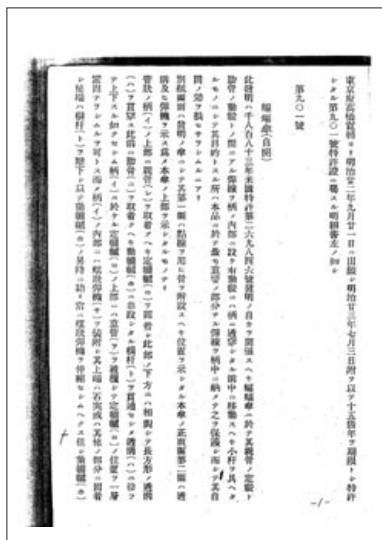
【図5】「農商務省専売特許局」の文字が入る
特許第368号 明20年6月



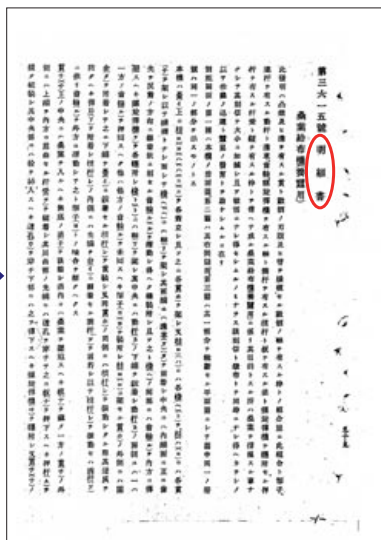
【図6】特許番号が入る
特許第409号 明20年12月



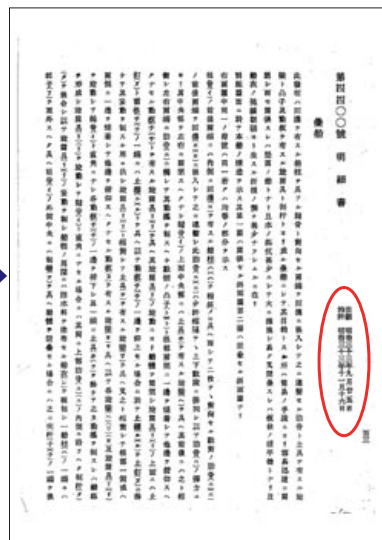
【図7】「特許局」に変わる
特許第414号 明21年1月



【図8】「特許局」の文字が消える
特許第901号 明23年7月



【図9】ヘッダー部分が消える
「明細書」の文字が入る
特許第3615号 明32年7月



【図10】出願日・特許日が入る
特許第4400号 明33年11月

中身は明治18年の特許発明でありながら、体裁は明治42年法の下で発行された特許発明明細書のものとなっていたのである。

4. 考察

そういうところまで来れば、見るべきは明治42年度の特許局年報であろう。公報発行に関する記述の中に、たっ

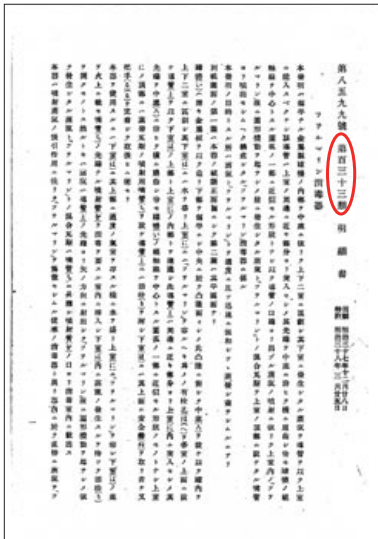
た2行であるが、次のような記述を発見した⁷⁾。

「なおまた本年度に於いては、既に絶版となりたる特許明細書⁸⁾の再版を興して、其の第一号より第九百号迄を発刊して地方官衛等に配布し、一般当業者の参考の資に供したり」

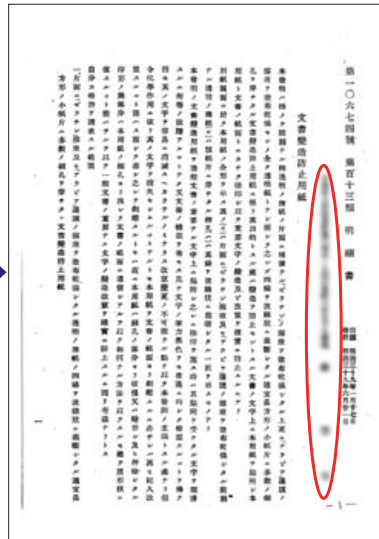
つまり、特許第1号から900号までの特許発明明細書を復刻して発行したということである。その際、昔の特許発明明細書をそのままの体裁で復刻するのではなく、明治

7) 前出「第五次特許局年報」 P.56

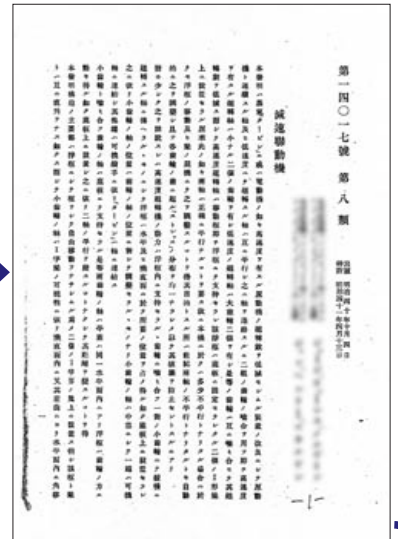
8) 原文のまま。他の箇所では「特許発明明細書」と記載しているが、こののみ「特許明細書」となっている。



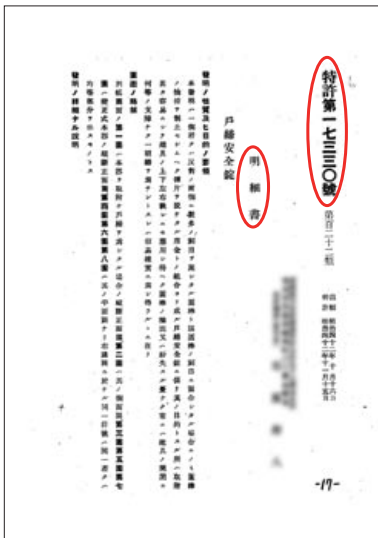
【図11】特許分類が入る
特許第8599号 明38年3月



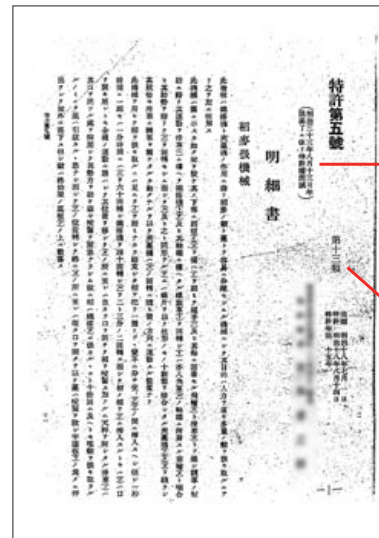
【図12】特許権者の住所氏名が入る
特許第10674号 明39年6月



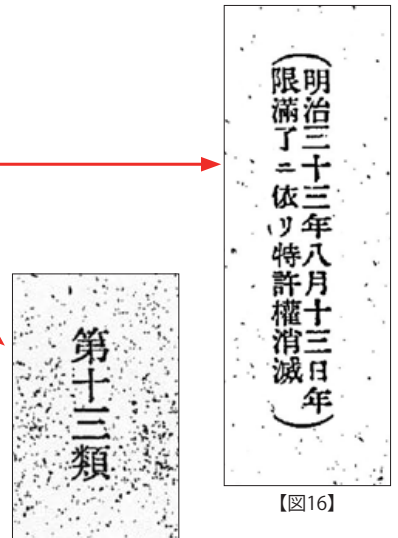
【図13】「明細書」の文字が消える
特許第14017号 明41年4月



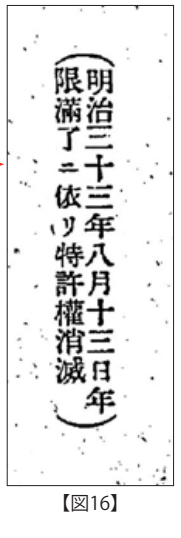
【図14】特許番号が太字になる
「明細書」の文字が入る
特許第17330号 明42年11月



【図2】再掲



【図15】



【図16】

42年当時通常に発行されていた特許発明明細書の体裁と合わせて発行した結果が、前記図2のような特許発明明細書を生むことになったらしい。

図2に掲げたものが、明治42年度の特許局年報に記載された再発行に係る特許発明明細書であることを裏付ける証拠もある。もう一度ここに図2を掲載する。

この図2の特許第5号の特許発明明細書に記載された特許分類(図15)に注目したい。

ここで分析に入るに先だて、明治期の特許分類について簡単に紹介する。明治42年3月印行による「特許発明明細書総目録」の巻頭の「緒言」には、次のような記述がある。

「明治18年わが国に於いて専売特許条例を發布して以来これまで十有四年の星霜を閱し其の間に特許せられたる発明もまた実に一万五千余件の多きに達せり。しかして特許局は特許公報を発行して特許発明の性質を周知せしめ、一は以て実業の発達を企図し、一は以て権利侵害を防止するの具と為せりといえども、特許公報は特許付与の順序に従い編纂したるものなるが故に索引に便ならず。依つて特許局に於いては前後六回特許発明分類表なるものを編纂し、特許発明を其の種類に依りて分類し、調査の便宜を計り來たり。(以下略)」

つまり、明治42年3月発行の当該分類総目録の前に、

既に6回も特許分類表が発刊されていたこと、またさらに、当時の特許分類表というのは現在のもののように分類項目のみを羅列したリストのようなものではなく、それぞれの分類のところに当該分類が付与された特許発明の番号も併せて載せて、索引的機能を持たせていたことがわかる。

残念ながらわが特許庁図書館には、上記明治42年3月の特許分類総目録より前の特許分類表としては、明治26年12月7日発行の「自明治十八年 至明治廿五年 特許公報目録」と、明治30年5月29日発行の「自明治十八年八月十四日 至明治廿九年十二月卅一日 特許発明分類表」の2回分しか残されていない。しかし、明治42年3月発行のものと合わせて3種類の特許分類表を見比べてみると、当時、どんどん特許発明が増えていく中で、ダイナミックに特許分類を変化させていったことがわかる。明治26年発行のものでは、分類数は第1類から第35類まで35の類に分けていたのに対し、明治30年発行のものでは、これが112類まで急増している。さらに明治42年発行のものでは、136類（各類に細かい枝番付き）まで増加している。

さて、ではいよいよ分析である。図2に示した特許第5号がそれぞれの特許分類表でどの分類に仕分けられているか。結果は次の通りである。

特許第5号：	
○	特許発明明細書上の分類：第13類
●	明治26年の分類表：第17類（農業用機）
●	明治30年の分類表：第10類（農業並びに園芸用機械、器具及び装置）
●	明治42年の分類表：第13類（農具）

というわけで、特許発明明細書上に記載された特許分類はぴったり明治42年の特許分類に符合するのである。これは、図2に示した特許発明明細書が、明治42年3月よりもあとに作成されたものであることを示していることにはかならない。

なお、念のために付言すれば、特許第5号のみこのように符合したというわけではない。特許第20号までの中で特許発明明細書がBタイプのものにつき、同様の調査を行った結果は以下の通りである。いずれも、特許発明明細書上に記載された特許分類は明治42年の特許分類に符合している（実際には筆者は特許第100号までのBタイプの特許発明明細書63件について調べ、すべてにおいて特許発明明細書に表記された分類が明治42年3月の分類に符合することを確認している）。

特許番号	特許発明明細書上	明治26年	明治30年	明治42年
5号	13類	17類	10類	13類
6号	109類	25類	86類	109類
7号	83類	9類	66類	83類
8号	127類	30類	102類	127類
10号	112類	27類	90類	112類
12号	120類	29類	95類	120類
14号	76類	4類	60類	76類
15号	109類	25類	86類	109類
16号	109類	25類	86類	109類
17号	135類	23類	42類	135類
20号	61類	2類	48類	61類

このように、Bタイプの特許発明明細書は、明治42年度、それも明治42年法が施行された11月以降に復刻されたものであることはわかった⁹⁾。しかし、先に引用した明治42年度の特許局年報では、その復刻発行した範囲を「特許第1号から第900号まで」と書いている。他方で、IPDLによって筆者が確認した範囲では、Bタイプの特許発明明細書の最後のものは特許第2772号である。これは明治42年度特許局年報に記載された900号をはるかに上回っている。これはどういうことなのか。

ここで着目したいのは、図16に拡大表示した特許権消滅に関する記事である。このような記事を記載できたのは、明治42年の時点で見れば、特許制度創設の頃の特許は既に権利期間が満了し、特許権の消滅が明白な過去の事実だったからである。ところが、前記特許第2772号の特許発明明細書には、この期間満了による特許権消滅に関する記事が記載されていない（特許第2772号の権利消滅日は明治44年7月31日）。この特許権消滅に関する記事が記載されたものと記載されていないものとの境界線は、どこにあるのだろうか。

これは力づくの調査になってしまうのだが、IPDLの特許発明明細書を順に見ていくと、特許第2711号の特許発明明細書に「明治44年3月31日年限満了に依り特許権消滅」と書かれたのが期日として一番遅いものであり、明治44年4月1日に年限満了により特許権が消滅した特許第2712号の特許発明明細書には、この特許権消滅の記事は何も記載されていない。つまり、この明治44年3月31日と4月1日の間が境界線であると知ることができる。

この事実から推測するに、明治42年度の復刻事業に引き続いて明治43年度も特許第901号以降の復刻版発行作業が続けられ、その作業は昭和43年度内に終了した、と考

9) 図2を図13及び図14と対比してみると、明治42年法下で発行された図14と同じ体裁であることがわかる。

えるのが妥当ではなからうか。昭和44年度も引き継いだとすると、明治44年4月1日以降に特許権が消滅したのものについてもその旨の記事を記載できたはずだからである。

このことをはっきりさせるには、明治43年度の特許局年報にこれに関する記述があればいいのだが、残念ながら明治43年度から特許局年報の中身がガラリと変わってしまった。明治42年度までの特許局年報は、文章部分があってそれに統計資料が付けられていたのだが、明治43年度分からは文章部分がなくなってしまい、単なる統計資料集となってしまった。その統計資料からは、残念ながらこの複製版発行作業については確認することができず、結局推測の域を出ないものなのである。

なお、蛇足ではあるが、明治42年度の特許局年報の公報に関する記述箇所には、次のようなことも書かれている¹⁰⁾。

「また従来発刊し来たりし各公報は其の各号に於いて新規登録に係るもの数十件を合載したり。然るに発明者、考案者、商標権者及び其の他関係当事者中には自己の発明、考案に係るものまたは商標を世人に周知せしめ、或いは自己の権利を証明する為め、或いは各種の参考に資せんが為め公報または明細書中其の必要なる各件に限り之を求むることを希望するもの多し。依って当局に於いては此の点に鑑み、法律の改正を機とし特許発明明細書、実用新案公報及び商標公報の分冊を発刊し、以て権利者及び一般公衆をして其の必要なる各件に付き安価を以て之を求むることを得しむるの便を計りたるが如きは、従来の公報に付き一大改革を加えたるものなり」

特許発明明細書あるいは特許公報類に関して今でも「分冊」という用語が使われることがあるが、その契機は明治42年の特許法改正にあったのだ¹¹⁾。ちなみに、明治42年11月からの特許公報や特許発明明細書の発行期は毎週1回定期発行、その代金は、特許公報が1部10銭、特許発明明細書は合本が75銭、分冊が5銭、また、その売捌人は社団法人工業所有権保護協会とされていた¹²⁾。

5. まとめ

以上述べてきたように、特許制度創設期に見られるBタ

イプの特許発明明細書は、どうやら明治42年度、43年度に複製されて発行されたものであることがわかった。では、最後に、なぜIPDLに蓄積された特許発明明細書には、オリジナル版(Aタイプ)と複製版(Bタイプ)とが無秩序に混在しているのであろうか。

まずは、IPDLに蓄積された電子データをどこから持って来たかであるが、それは前々から特許庁内で使用していた「総合資料データベースシステム」の電子データをそのまま引き継いだと聞く。この「総合資料データベースシステム」については、昭和61年度版「特許庁年報」に次のような記述がある。

「総合資料データベースシステム：特許公報類を電子ファイル化し、これを各種照会キーにより、端末に表示させるシステムであり、利用頻度の高い文献から逐次光ディスクへの入力を行っている。(中略)特許公報(特許明細書を含む)の既発行分全件(中略)については61年5月よりサービスを開始した。なお、61年10月からは万国工業所有権資料館及び大阪通商産業局特許室において閲覧者を対象とする同様のオンラインサービスの試行を開始した。」

というわけで、特許発明明細書については全件が昭和61年までに電子化され、同年5月にはオンラインで使用できる状況になった。もちろん、この総合資料データベースシステムができあがる前は特許発明明細書や特許公報類は紙の状態であったわけで、それら紙のものがどこにあったのかと言えば、当時の万国工業所有権資料館(現在の独立行政法人工業所有権情報・研修館の前身の一つ)の閲覧室にあったものだろう。

この資料館に明治時代から伝えられてきた紙の特許発明明細書類であるが、大正12年9月の関東大震災の際に一旦すべて焼失している。「高橋是清自伝」には、高橋是清が明治18年に米国特許庁に出張した際に、過去5年分のガゼット、判決録、明細書並びに図面等を譲り受けたことについて記載しているが、「これらの書類はニューヨークから船便に託して日本に送り、それは大震災の時まで我が特許局に保存してあったが、惜しいことにはあのときに焼けてしまった。」と書いている¹³⁾。これは米国の明細書類に関する話だが、日本の特許発明明細書類も当然に被害を受けた。

10) 明治44年12月29日発行「第五次特許局年報」P.55

11) 特許庁の中で「分冊」という用語の意味を、分類ごとに公報をとじ込んだフォルダそのもの、と間違った意味で使っている職員も多いように思う。「分冊」の正しい意味は、この明治42年度の年報にも記載されているように、そのフォルダの中にとじ込まれた特許発明明細書あるいは特許公報の1件1件が「分冊」なのである。筆者はこのことを審査官補1年生のときに指導審査官から教示いただいた。

12) 明治42年11月1日農商務省告示第438号「特許公報、特許発明明細書、商標公報、実用新案公報の発行期、其の代価及び売捌人指定」

13) 高橋是清著・上塚司編「高橋是清自伝(上)」第19版 2001年1月25日 中央公論新社発行 P.222

この関東大震災からの復興に向けた努力に関しては、大正13年6月発行の「発明」誌に「特許局図書館の復興」と題した記事が掲載されている¹⁴⁾。以下、関係部分を抜粋する。

「審査、審判資料として且つ公衆閲覧用として必要欠くべからざる著書及び公報、明細書類の蒐集に努め、内国公報類は東京市内はもちろん、全国にわたり其の存否を調査して寄贈方を懇請し、外国公報類に対しては一方外務省を通じて諸外国官憲に工業所有権に関する出版物の寄贈方を依頼し、他方国際図書館協会を経て図書館の蒐集を企てたのである。(中略)左に日本公報明細書類を喜んで寄贈または保管転管せられたる芳名を掲げ永く感謝の意を表す。

宮内省図書館 5,983冊／帝国図書館 5,786冊／呉海軍工廠 1,941冊／長崎県庁 5,625冊／静岡市役所 3,358冊／上田商工会議所 4,772冊／京都発明協会 1,500冊(中略) 蒐集した内国公報類については直ちに整理し、特許公報、特許発明明細書、実用新案公報、商標公報はいずれもこれをまず発行番号順に整理製本して閲覧に供している。(以下略)」

このように関東大震災で焼失した特許発明明細書類は、関係者の尽力により1年も経たないうちに蒐集されて番号順に整理され、特許局図書館にて再び公衆の閲覧に供されたのだ。しかし、その際、内国の特許発明明細書等は日本全国から集められたが故に、すべてオリジナル(つまりAタイプ)の特許発明明細書で揃えることができず、明治42年度、43年度に復刻発行された特許発明明細書(つまりBタイプ)も使いつつ、特許第1号からの特許発明明細書一式を再構築したのではなかろうか。これが近年まで資料館に伝えられ、総合資料データベースに取り込まれ、そしてIPDLに引き継がれたのだらうと推察する。

最後は推測で述べる部分が多くなってしまった。若干心残りがないわけではないが、古い話なのでお許しいただきたい。しかし、真相のかなり近いところまでには迫ったのではないかと考えている。

profile

櫻井 孝(さくらい たかし)

1978年 特許庁入庁
1982年 特許審査官(審査第五部)
1990年 在インド日本国大使館一等書記官
1997年 (財)知的財産研究所研究部長
2001年 特許庁国際課長
2004年 特許審査第四部首席審査長
2006年 特許庁調整課長
2007年 現職

14) 「発明」第21巻第6号 P.32～34(著者は富澤英) 大正13年6月3日 帝国発明協会発行